

仕様書

1. 委託業務名

自転車を活用した地域活性化調査業務委託

2. 業務の背景及び目的

本市では、成田空港の更なる機能強化が進む中、地域と空港の共生の実現に向けて、空港のプラスの効果が騒音地域に及ぶよう、騒音地域の振興を図っていく必要があることから、令和5年度より2か年をかけて、騒音地域における地域振興のニーズ把握及び地域資源等の分析等の調査を行い、「騒音地域における環境整備調査報告書」（別紙1）を取りまとめ、騒音地域全体及び地域別の具体的な振興策（地域振興メニュー）を策定した。

本市には日本の空の表玄関である成田国際空港や、成田山新勝寺をはじめとする観光施設が所在し、国際観光都市として多くの観光客が訪れている。

また、映画やドラマのロケーションスポットなども多数あり、さらに、騒音地域においては、緑豊かな田園や里山が広がり、神社仏閣、歴史的建造物など魅力あるスポットが所在している。

加えて、本市の周辺においては、各飲食店や歴史的建造物などを見どころとした利根川沿いを巡るサイクリングコースや、太平洋を望む九十九里の大自然から里山を巡る成田空港と九十九里間を回遊するサイクリングコース、雄大な自然を眺めながら広域的に各市町村を結ぶ印旛沼流域のサイクリングコースが設定されているところである。

このような本市が有するポテンシャルや本市周辺に複数のサイクリングコースが設定されている状況などを踏まえ、騒音地域に所在する懐かしい里山の風景や歴史的資源、観光施設やスポーツ施設などの地域資源と自転車を活用して、市内外からの来訪を促進し、地域の活性化を目指すことを目的にサイクリングコースの設定を地域振興メニューとした。

本業務は、この地域振興メニューとして、騒音地域内を回遊するサイクリングコースや空港、市街地等から騒音地域を繋ぐサイクリングコースを設定することを目的とするものである。

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務の内容

(1) 自転車活用に関する需要調査

「2. 業務の背景及び目的」にあるような本市のポテンシャルや、本市周辺でサイクリングコースが設定されていることを踏まえ、設定するサイクリングコースを最大限活かせるようなものをターゲットとするかを含め以下の事項を分析・調査する。なお、分析・調査方法については、受注者の提案のもと、発注者と協議して定める。

ア. 自転車活用の可能性及び阻害する課題等を明らかにする調査。

イ. インバウンド需要を予測し、トランジット宿泊客のサイクリングニーズを調査。

ウ. 起点、中継点、終点となり得るサイクリングコース上の拠点の調査。

(2) サイクリングコース（暫定案）の設定

本市が予め用意したコース素案（P6）を参考に、主に以下の点を踏まえ、コース素案を適宜修正し、サイクリングコース（暫定案）を設定する。

ア. 警察又は道路管理者への確認や、必要な場合は協議を行い、法令及び安全性を配慮したサイクリングコースの設定とすること。

イ. サイクリングコースとして設定する道路を使用する方の日常生活に支障が生じないコース設定とすること。

ウ. 千葉県自転車活用推進計画を参照し、既存のサイクリングコースとの連携を考慮するとともに、騒音地域に所在する里山や歴史的資源などの地域資源や、市内の観光施設などを考慮したコース設定とすること。

エ. (1) の需要調査の結果や自転車活用に関する市場データを反映させたコース設定とすること。

オ. その他、自転車を活用した地域活性化に必要な事項を反映すること。

(3) サイクリングコースを走行する「モニターツアー」の開催

市内外から10名程度の参加者を募り、全サイクリングコースを走行する「モニターツアー」を、需要調査の分析やサイクリングコース設定に向けて必要となる回数開催し、参加者に対しアンケート、ヒアリング等を行った上で、課題、改善策等を整理する。モニターツアーの実施に当たっては、安全に配慮し法令等を遵守すること。

なお、モニターツアーの実施に必要な以下の業務を受注者にて行うこと。

- ア. 専門的知識を持つサイクリングガイド等の手配
- イ. サポートカーの手配/運行（1台/回）
- ウ. 自転車（レンタサイクル等）の手配
- エ. 運営スタッフの派遣
- オ. 軽食・飲料の手配
- カ. その他、モニターツアーの実施に必要な事項

（４）サイクリングコースの設定とサイクリングマップの作製

（１）から（３）の内容を踏まえ、発注者と協議の上でサイクリングコースを設定し、主に以下の事項を落とし込んだサイクリングマップを作製する。また、サイクリスト向けのアプリ及びグーグルマップ等に落とし込む。このほか、受注者の提案のもと、当該コースの活用が最大化されるようなツールへの落とし込みを検討する。

- ア. 安全に走行するための特記事項
- イ. 地域の見どころや観光名所など、自転車を活用した地域活性化に資する情報
- ウ. その他、サイクリングコースに必要な事項

（５）自転車を活用した地域活性化に向けた今後の展開について

自転車を活用した地域活性化に向けた今後の展開について、主に以下の視点から取りまとめるを行う。

- ア. 運営スキームの検討
- イ. サイクリングコースの起点、中継点、終点と公共交通機関とのアクセス連携
- ウ. サイクリングコースを活用した周遊イベントの誘致
- エ. 既存のサイクリングコースに係る事業との連携
- オ. サイクリスト向けの環境整備

（６）運営管理方法等の検討

運営管理方法や活用可能な補助金等を検討する。

（７）合意形成支援

サイクリングコース設定に向けた合意形成を支援する。

（庁内関係機関との打合せへの出席（４回程度））

(8) その他

関係機関等への説明資料作成の支援等

5. 成果品

(1) 提出期限 令和8年3月31日(火)

ア. 紙媒体の報告書(A4 縦カラー両面刷り・製本仕様): 正副2部

イ. 電子媒体の報告書(Word・PDF データ)

ウ. サイクリスト向けのアプリ及びグーグルマップ等の利用マニュアル

エ. 宣伝用サイクリングコースマップ紙媒体 1000部

オ. 宣伝用サイクリングコースマップ電子データ

※宣伝用サイクリングコースマップ紙媒体の寸法は、サイクリスト等の携帯性を考慮したものとする。

※電子媒体の報告書及び宣伝用サイクリングコースマップ電子データについては、本市ウェブサイトへの掲載を想定し、PC 印刷出力が可能な品質を保持すること。

6. その他

(1) 打合せ協議

業務を適正かつ円滑に進めるため、発注者と綿密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。また、発注者と定期的に打合せ協議を実施し、発注者と協議して業務を進めること。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成すること。

(2) 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

(3) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

(4) 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けた場合は、適正に管理し、業務完了後速やかに返却するものとする。また、市が提供した資料等を許可なく第三者に提供したり、目的外に使用してはならない。

(5) 検査

受注者は、業務完了時に、成果品の検査を受けなければならない。

ア. 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、すみやかに訂正しなけ

ればならない。

イ. 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、中間検査を受けること。

ウ. 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の過失が発見された場合は、すみやかに当該業務の修正を行わなければならない。

エ. 成果品の検査及び手直しに要する費用は受注者の負担とする。

(6) 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果や成果物についても発注者の承諾なくして貸与し、公表し、及び使用してはならない。また、発注者へ提出された写真、イラスト、グラフ等については、以後、発注者が使用するに当たり、支障のないものとする。

(7) 法令等の遵守

受注者は本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(8) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(9) 疑義

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等本業務の遂行に支障を来す恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

【サイクリングコース素案】

